

法律名	下水道法
施行年	昭和 33 年 改正 H15 年
目的	この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用海域の水質の保全に資することを目的とする。（第 1 条）
対象者	国、都道府県、市町村、下水道利用者
規制対象事業規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 日 50 立米以上の排水をする事業場</li> <li>・ 水質汚濁防止法における特定施設を設置している事業場</li> <li>・ ダイオキシン類対策特別措置法で定められた水質基準対象施設を設置している事業場</li> </ul>
規制内容	<p>政令で定める水量、水質の下水を排出する事業場は公共下水道を使用開始する時期、水量、水質を公共下水道管理者に届け出なければならない。水量、水質を変更するときも同様に届け出る必要あり（第 11 条の 2 ）。</p> <p>政令で定める水量、水質は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水量；最も多量の汚水を排除する 1 日における当該汚水量 50 立方メートル以上</li> <li>・ 水質；温度：45 度以上であるもの / 水素イオン濃度：水素指数 5 以下又は 9 以上であるもの / ノルマルヘキサン抽出物質含有・量鉱油類含有量：1 リットルにつき 5 ミリグラムを超えるもの / ノルマルヘキサン抽出物質含有・動植物油脂類含有量：1 リットルにつき 30 ミリグラムを超えるもの / 沃素消費量：1 リットルにつき 220 ミリグラム以上であるもの</li> </ul> <p>水質汚濁防止法で定められた特定施設（水質汚濁防止法第 2 条第 2 項）と、ダイオキシン類対策特別措置法で定められた水質基準対象施設（ダイオキシン類対策特別措置法第 12 条第 1 項第 6 号）の設置者は、上記の水量・水質に係わらず、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。</p> <p>水質汚濁防止法で定められた特定施設とは、次の通り（水質汚濁防止法第 2 条の 2 ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。</li> </ul>

- ・ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

水質汚濁防止法施行令第1条で定められた特定施設は多岐に渡り、ほとんどの製造業が該当する。バイオマス関連もほぼ全て該当する。

動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設／動植物油脂製造業の用に供する施設／でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設／ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設／紡績業又は纖維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設／洗毛業の用に供する施設／化学纖維製造業の用に供する施設／パーティクルボード製造業の用に供する施設／木材薬品処理業の用に供する施設／パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設／化学肥料製造業の用に供する施設／コールタール製品製造業の用に供する施設／発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設／メタン誘導品製造業の用に供する施設／有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設／合成樹脂製造業の用に供する施設／石けん製造業の用に供する施設／天然樹脂製品製造業の用に供する施設／木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設

当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、次の事項を公共下水道管理者に届け出なければならない（第12条の3）。変更の時も同じ。なお、届け出てから60日たたないと設置・変更の実施はできない（第12条の6）

- 1 . 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 . 工場又は事業場の名称及び所在地
- 3 . 特定施設の種類
- 4 . 特定施設の構造
- 5 . 特定施設の使用の方法
- 6 . 特定施設から排出される汚水の処理の方法  
. 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

特定施設から排出される水質は政令で定められた基準を満たさねばならない（第12条の2、施行令第9条の4）。この排水の水質が基準を満たさなかった場合は、設置・変更の廃止を命じられる（第12条の5）。要は排水基準を満足するまで自己処理せよということである。なお、この水質基準は政令で定めたもの以外に条例で定めることができる（第12条の2）ので、要チェック。

また、特定施設の管理者は当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない（第12条の11）。

また、条例で、公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げたり、損傷するおそれのある下水を公共下水道に流す場合は、除害施設を設置するか必要な措置を講じなければならない、と定めている自治体もあるので要チェック（第12条の10）。

特定施設をもつ事業所でなくとも、適用される排水基準を遵守しなければならない。

「公共下水道管理者は、公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる」（第12条）

排水基準には、国が定める全国一律の基準と都道府県が条例で定める上乗せ基準がある。都道府県の条例による上乗せ基準については要チェック。

・全国一律の基準；人の健康にかかる項目として、排出水に含まれるアルキル水銀やPCB、カドミウムなどの有害物質(24物質)の含有量の基準がある。生活環境にかかる項目として、排出水のpHやBODなどの基準がある。

備考	特定施設となると水質基準は格段に厳しいので、詳細なチェックが必要
資源分類	製材工場等残材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、事業届出、運営・管理

関連法

水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法